

# 近代東アジアにおける 文体の変遷

——形式と内実の相克を超えて

沈 国 威・内田慶市

編著

白帝社

## 目 次

まえがき .....	内田慶市	i
清朝後期の白話文運動における政府サイドのリソース .....	夏 晓虹	1
近代韓国における翻訳小説の文体の変遷 .....	崔 溶澈	41
近代欧米人の中国語文体観 .....	内田慶市	57
「文体ノ改善」の行方		
——日本語口語文体の戦中・戦後 .....	安田敏朗	81
近代訓読体と東アジア .....	齋藤希史	109
江戸時代の唐話資料における文体の変容		
——岡島冠山の唐話テキストを中心に .....	奥村佳代子	121
琉球における文体の変遷からみた『琉球譯』の言語 .....	石崎博志	147
魯迅兄弟初期の創作・翻訳と現代中国語の書記言語 .....	王 風	173
朝鮮時代末期における中国語会話書		
——その文法的特徴をめぐって .....	竹越 孝	195
朝鮮中長編漢文小説の文体的特徴について .....	趙 冬梅	217
清末の国民必読書について		
——形式と内容の間で .....	沈 国威	233
あとがき .....	沈 国威	273

## 清末の国民必読書について ——形式と内容の間で

沈 国威

### 一、はじめに

日清戦争以降、中国は上からの改革を始めようとした。しかし光緒帝の百日維新が失敗に終わり、康有為、梁啓超が日本への亡命を余儀なくされた。日本で民衆の知識、道徳水準を目の当たりにし、「欲維新吾国、当先維新吾民」と悟った梁啓超は1902年東京で『新民叢報』を創刊し、創刊号から「新民説」の連載を始めた。このように「變法図強」に「啓迪民智」という内容が加わったのである。

一方、中国国内では文明書局が設立され（1902）、短期間に「蒙学科学書」が多数出版された<sup>1</sup>。朱樹人の『国民読本』もその一冊である。このような国民教育用の啓蒙書、或いは教科書は、『国民必讀』、『公民必讀』などの書名を用いたものもあり、本稿ではこのような書物を『』なしで仮に国民必讀書と呼ぶことにする。国民必讀書は、学校教育で使用する教科書に似た性格を持つ一方、一般社会における民衆教育にも使えるところに特徴がある。特に20世紀初頭の数年間、新しい学校制度がまだ完全に確立していなかった時期にこのような書物は非常に重宝された。国民必讀書は、清末の「啓迪民智」という啓蒙運動や近代的教育システムの確立、ないし

<sup>1</sup> 同書局出版の『国民読本』（朱樹人編、1903年）の裏表紙に「文明書局出售教科書目録」と「蒙学科学全書先出十七種」の広告がある。前者には20種の書名が上がっている。

憲法制定と密接な関係があるだけでなく、言文一致運動、共通語の形成、新知識を必要とする学術用語の選定といった中国語そのものの変化をも反映している。特に清学部編の『国民必読課本』(1910)は清政府の政治意図を直接汲むことから近代史研究において特別な意味を有する。しかしこれまでの国民必読書に関する研究は十分とは言えない<sup>2</sup>。筆者は前稿で厳復と『国民必読課本』との関係を取り上げて、初步的な考察を行ったが<sup>3</sup>、本稿は、1911年までに出版された主な国民必読書4種類について、その使用された言語形式と伝えようとする内容との関連性を糸口にさらに踏み込んだ考察を行うものである。

## 二、朱樹人の『国民読本』について

最初に「国民」という語を書名に冠して出版されたのが、朱樹人編著の『国民読本』であった<sup>4</sup>。本書は、清光緒二十九年（1903）二月、上海文明書局出版より刊行され、活字袋綴じの2冊、本文は85丁、全101課である（文末書影を参照）。

<sup>2</sup> これまでに清末の国民必読書について、もっとも詳しく言及したのが、アメリカの研究者Joan Judge（季家珍）であった。氏は、「改造国家——晚清的教科書與国民読本」という論文で、国民読本の出版を新式教科書と新民族主義イデオロギーの発生という角度から捉え、テクスト分析を行った。しかし取り上げられたのは、直隸学務が出版した高歩瀛・陳寶泉編の『国民必読』だけで、1907年に預備立憲公会より出版された『公民必讀初編、二編』については上海図書館、及び上海周辺に所蔵なしという理由で、逸書扱いにし、学部編の『国民必読課本』も未見とし多くを語らなかった。

<sup>3</sup> 沈国威・孫青「厳復と清末学部編『国民必読課本初稿』(1910)」、『東アジアにおける文化情報の発信と受容』、松浦章編、雄松堂出版、2010年31～54頁。

<sup>4</sup> 朱樹人は傳不詳、1901年に南洋公學から『新蒙学課本』(3冊、文言)を出版し、1903年『普通新智識読本』(2冊)、『蒙学文法教科書』、『穢者傳』を世に送った。いずれも影響の大きい書物である。例えば『普通新智識読本』と『穢者傳』は学部によって宣講所の採択図書に指定された。

巻頭に「編輯大意」があり、次のような旨が述べられている。

国民教育は、忠義で果敢な国民を養成するものである。これまでの中国的教育は、道徳が最も重視され、智能がそれに次ぎ、国民教育は問題とされることがなかった。君主や目上の人を敬い、法律を守り、税金を納めるといったことは少しでも教育を受けた人ならばその道理が弁えるし、読書人は東西古今の政治経済について深く研究している。それでも国民教育が存在しないと言っているのはなぜか。古典は科挙の道を目指す者の学習内容で、一般民衆に対する国民教育ではない。上下の身分を定め、礼儀作法を峻別させるのは「人民」(臣民の意：筆者)を教育することであって、これも国民教育ではない。国民教育とは、国家と国民のそれぞれの権利と義務を明確にし、個人と社会、国家との関係を分からせることにより、社会、国家を愛する精神を育て、自治自立の人材を養成するものである。国民教育のないところでは、その人々は国家とは何か、政治とは何かを全く心得ず、操り人形に過ぎない。そのような国は長く繁栄することもできない。従って西洋諸国の学校は国民教育を急務とし、小学校には専門の教科書はないが、国民教育の内容は読本類に散見し、教師も日頃口頭で教えている。高等学校に至っては専門の書物が用意されている。本書は、西洋の趣旨を踏まえ、我が国の実情を勘案し編輯したものである。教科書とは言えず、学校等で一時的に使用するだけを想定している。

国家の政治の崩壊、国民の公徳の不在、知識の貧弱さが中国社会の現状である。変化させるにはフランス革命のような下からの方法とロシアのピョートル1世のように上からの方法がある。しかしロシアの方法では国民の文明の程度を高めることはできない。従って、公徳を養成し、国民性を改め、知識を獲得することは昨今の教育の最重要課題である。国民教育を通じて君民一徳、全国一心となれば、効果が期待できる。しかし過度に民権を主張し、政府を攻撃するのは、国民教育の主旨から逸脱することになる。本書の内容は慎重を期し、国民と密接な関係のあるものだけを採用し、政治専門家の学説はむやみに取り入れない。

西洋のいわゆる国民は政治権利を持つ人で、共和政体、或いは立憲政体の國のみ國民が存在する。專制國には「人民」はいるが「國民」はない。專制國の人々は國家とは何ぞやを知らない。國家の存亡の危機にも無関心である。國民の意味を大いに提唱し、無関心の病を治そうとする本書が言う國民は、忠義の民の意味で、西洋の國民とは異なる。

國家の体制には違いがある。國民の性質も異なる。國民教育はそれぞれの國の文明の程度に応じ、風俗習慣を踏まえ、行わなければならぬ。新旧交代の時期に、國の針路は定まらず、政治なども決まった方策がない。本書は改良進取をモットーとし、過去に拘ることなく、場合によって東西の方法を比較し、法則を見いだそうとするものである。

中國には良い子が多いが、良い國民は少ない。國民は独立性と社會性という欠くことのできない性質を備えなければならない。五千年來中國人の思想、才能は專制政治に束縛され、独立性が大いに阻害された。空論が好まれ、結社等が厳しく禁じられ、旧い教育内容と体制によって、事勿れ主義か自己中心の人が多く、これは社會性が育たない主な理由である。國民に独立性も社會性もなければ、國家が強くなることはできない。教育者はまずこれらの問題を解決しなければならない。

朱はまた「目次」の前に「本書は西洋の國民教育書の体裁に倣い、少年を教育するために執筆したものである。社會、國家、國民、國民の公徳、政治体制、官制、學校、軍政、納稅、法律、交通、警察、民政、宗教等の諸制度、経済学の概要が収められ、文章は分かりやすく、議論は穏やか（文理浅白、語氣和平）である。民衆教育を通じて政治変革の基礎を築くというのが主旨であり、政府攻撃の意図は毛頭ない。十二、三歳以上で歴史、地理をすでに学習した者なら読むことができ<sup>5</sup>、年をとっているが他の書物を読む暇がない者本書で政治経済等の概略を知ることができる」と本書の内容と想定した読者について説明している。

<sup>5</sup> 原文は「己習」とある。「己習」の誤植か。もちろん「独学」という意味の可能性は全くないわけではない。

本書全 101 課は次のように三つの部分に分けられている。

- 第 1~27 課：發明社會國家國民之名義、以立國民之公德、變國民之氣質；
- 第 28~75 課：論述政体、官制、學校、軍政、賦稅、法律、交通、警察、民政、戶律、宗教之名義制度、國民與國政之關係、國民於國政上應享之權利、應盡之職分；
- 第 76~101 課：述計學要義之切於民用者、以祛流俗之錮惑、進社會之幸福

つまり、第一部分では國民國家の形成、國家と國民の關係、國民が有すべき性質を説き、第二部分では、國家の体制、組織構造、諸制度及び國民の権利と義務について述べている。第三部分では、経済学の知識を紹介し、國民として自立する術を説明し、社會の幸福を促そうとしている。朱樹人は國民としてこの三つの部分の知識内容が不可欠と考えていたのである。本書の第二部分には「日本政府及地方制度、日本國議會及地方議會、日本學校、日本徵兵法、日本裁判制度、日本刑罰、日本地方警察」というように直接日本の書物から取り入れた内容が多く含まれており、日本をモデルとした新しい國家像を提示しようとした。本書は書名をはじめ、体裁、内容等で日本書の影響を強く受けている。また梁啓超の『新民說』の影響も随所に見られる。但し内容全般についての分析は別稿を用意するのでここでは深入りしないことにする。

「編輯大意」によれば本書の使用者は、十二、三歳の少年で、使い方は自習用にと想定していた。「文理浅白、語氣和平」というのはその為であろう。読者への配慮から分かりやすさを追求する姿勢が窺えるが、しかし實際はどのような状況であろうか。次の二節は第 1 課である。

### 課一 社會緣起

人相群而成社會未有國家先有社會社會者人類生存之道也西國有羅朋森者航海撫州同舟者皆沒水羅朋生漂流荒島獨立自給衣食日用無缺乏然試思之方其初至也手不持寸鐵欲獵無火器欲漁無網罟欲耕無鋤犁既有資糧

亦有器械矣而能耕田未必能造屋能造屋未必能制衣即盡能之矣而一人之身忽而庖丁忽而木工忽而衣匠無乃勞乎羅朋森才智過人僅能自給他人處此有不槁臥而斃者哉故社會之成成於自然非如格致等學之必有創始之人也人非仙靈非神物未有不賴社會而生者自初有人類之時既有一夫一婦合力相助一夫一婦其即社會之起點與有夫婦而後有室家群家而成族群族而成民群民而成國國也者即數千萬萬之室家互相團聚以保護其公共之利益者也

本文には句読点がなく、分かち書きもされていない。文語文体で、読みやすいとは言い難い。強調の傍点などは付いているが、読解の助けにならないものが多い。このような書物が、「凡十二三歳以上已習歴史地理者均可購読」とは時代性を考慮に入れても俄に信じがたいことである。単なる宣伝文句であろう。実際の使用としては教室の中で教師の指導を直に受けなければ本書の内容を理解することは難しいと思われる。但し経済特科等の実施が追加され、新知識を問う策問が比重を増す科挙試験の転換期に、本書は受験対策書として一部の受験生に迎えられたことも事実であろう。文体の他に本書が難解であるもう一つの理由は、当時の一般民衆にとって理解不能な新名詞（術語）がふんだんに用いられていることである。本書では術語についての説明が非常に簡潔である。例えば上記の「社会」については、「社会者人類生存之道也」とあるが、社会は人類の生活様式である点はを得たとしても、「社会」の成立に関わる諸要素：意思疎通、秩序化、組織化、言語、宗教、道徳規範などに触れなければ完全な理解が得られないであろう。1903年当時、新しい術語の出現は深刻な問題を引き起こしている。中国最初の近代的国語辞書『辞源』（1915）の編纂者陸爾奎は次のように指摘している<sup>6</sup>。

癸卯甲辰之際，海上譯籍初行，社會口語驟變。報紙鼓吹文明，法學哲理名辭綢迭盈幅。然行之內地，則積極消極內籀外籀皆不知為何語。由

<sup>6</sup> 『辞源』卷頭にある「辞源説略」。

是縉紳先生摒絕勿觀，率以新學相詬病。及遊學少年續續返國，欲知國家之掌故，鄉土之舊聞。典籍志乘浩如煙海，徵文考獻，反不如寄居異國，其國之政教禮俗可以展卷即得。由是欲毀棄一切，以言革新，又競以舊學為迂闊，新舊扞格文化弗進，（下略）

つまり 1903、1904 年前後、翻訳書が上海で大いに流行り、一般社会で使用される口頭言語が急速に変化した。新聞は文明を鼓吹し、法律、哲学の新名詞が紙面に溢れる。しかし内陸部では「積極、消極、内籀（帰納）、外籀（演繹）」といった語の意味が分からぬ。難解な術語が読解の障害になっているだけではなく、世代間、そして伝統と新時代の溝になっていたのである。このような状況を解消するために『新爾雅』（汪容宝・葉瀾、1903 年）が編纂されたわけであるが<sup>7</sup>、ほぼ同じ時期に梁啓超も『新民叢報』で『新釈名』の連載を始めた。中国古代の辞書『爾雅』、『釈名』の書名を踏襲する二つの書物はいずれも術語を詳細に解釈する用語集である。但し『新釈名』は数回連載した後中止し、予告した単行本はついに刊行されなかつた。一方『新爾雅』は大きな成功を収め、1914 年に再版が出された。その 1 年後に『辞源』が出版されたのであるが、術語問題解決の努力は、しばらく続いた。

朱の『国民讀本』も新概念の浸透と術語の定着に一役買おうとした。例えば第 55 課釈法に、

中國有刑名學。專習刑法律例。所載皆刑法也。律所未盡。見之於例。  
例雖增而律不增。泰西則有法學。名目繁多。略釋如左。  
法之總目有二。一曰公法。一曰私法。公法者。本國君民上下交際之法。  
.....

とある。但しこの時期は、術語の意味を解釈することは容易なことではな

<sup>7</sup> 沈国威『『新爾雅』とその語彙』、白帝社、1995年。

かった。というのは説明するにはまた別の術語を用いざるを得ないというジレンマに陥るのを免れないからである。例えば『新釈名』は、「社会」について「社会者衆人協同生活之有機的有意識的人格的之渾一体也。」と定義しているが、この定義を理解させるのに、執筆者は、まず「協同生活」、「有機体」、「有意識」、「人格」、「渾一体」から説明せざるを得なかった。

『国民読本』は光緒二十九年（1903）二月初版刊行、同三十一年（1905）六月すでに9刷を数えた。需要の大きさが窺える。

### 三、高歩瀛・陳寶泉編の『国民必讀』について

架蔵本は、扉に「光緒丙午（1906）季秋之月／國民必讀／南洋官書局重印」とあり、裏表紙に「清光緒三十一年（1905）／北洋大臣學務處編訳奉諭重印／國民必讀／編者高歩瀛・陳寶泉／南洋官書局」（／は改行）がある<sup>8</sup>。北洋大臣學務處が編訳したものを南洋官書局が「奉諭」重印したことになる。石印、第一編に13課、第二編に14課という構成で計61丁である<sup>9</sup>。目次ページに「通俗國民必讀目録」とあり、「通俗」が強調されている。上海図書館蔵本に、「学部第一次審定初等小学暫用書目」という外題の表紙が追加され、巻末に「学部第一次審定初等小学暫用教科書凡例」が付されている。学部の審査を経て暫定的に小学校の教科書に選ばれたことが分かる。政府のお墨付きを得たわけだが、その内容に政府が完全に満足しているというよりは、他に選択肢があまりなかったといったほうが事実

<sup>8</sup> 高歩瀛（1873～1940）は、字は閻仙、河北の人、举人の及第者である。1902年日本師範学校に留学し、帰国後、直隸視学を務めた。1906年から学部主事、北京師範大学教授などを歴任した。陳寶泉（1874～1937）は、字は筱庄、小庄、天津の人。1903年日本に留学、1904年帰国後、天津で民衆教育に従事し、勸学所、宣講所の設立に尽力した。1905年に嚴修について高歩瀛と共に清学部に奉職し、その後も長く教育行政に携わった。

<sup>9</sup> 1905年の初版本は三編であるが、未見。

に近いであろう<sup>10</sup>。本書は、重印本を含め、10万冊以上配布されたと言われ<sup>11</sup>、国民必讀書の中では比較的閲覧が容易である。以下『國民必讀』の目次である。

#### 通俗國民必讀 第一編目録

- |      |                     |
|------|---------------------|
| 第1課  | 說國家與國民的關係           |
| 第2課  | 說國民應盡的責任            |
| 第3課  | 說保護國家就是保護身家         |
| 第4課  | 說教育普及               |
| 第5課  | 說軍國民教育              |
| 第6課  | 說軍國民制度              |
| 第7課  | 說中國古時尚武的精神          |
| 第8課  | 說中國現今的大勢            |
| 第9課  | 說各國尚武的精神            |
| 第10課 | 說各國現今的大勢            |
| 第11課 | 說各國的軍備              |
| 第12課 | 說外國人待我國人的情形並所以至此的緣故 |
| 第13課 | 說今日中國國民救國的方法        |

#### 通俗國民必讀 第二編目録

- |     |                |
|-----|----------------|
| 第1課 | 說要有國民的資格必須先受教育 |
| 第2課 | 說體育            |
| 第3課 | 說智育            |
| 第4課 | 說德育            |
| 第5課 | 說自制            |
| 第6課 | 說孝親            |

<sup>10</sup> 「学部通行各省宣講所應講各書文」付録の「学部採択宣講所應用書目表」（『学部官報』第4期、光緒32年7月29日〔1906年9月17〕）に「國民必讀、三冊、陳寶泉・高歩瀛、直隸學務處」とあり、備注欄に「是書專在國民教育及道德教育正合宣講之用。惟一冊第七課及三冊第八課有誤處」とある。

<sup>11</sup> 陳寶泉「五十自述」、『退思齋文存』。

第 7 課	說兄弟友愛	附說姊妹
第 8 課	說夫婦和睦	附說戒早婚
第 9 課	說宗族姻親	附說宜從家族的道德推到社会的道德
第 10 課	說信實	
第 11 課	說尽職	
第 12 課	說勇往堅忍	
第 13 課	說自治	
第 14 課	說衛生	

目次からも分かるように第一編は国民と国家という両者の関係を中心と説明している。但し国民の義務に詳細に言及している割にはその権利を特に問題視していなかった。著者が力を入れているのは中国の現状とそれを取り巻く厳しい国際環境への注意喚起で、国民の自覚めを促し、中国を危機から救うことである。第二編は国民となる資格、るべき性質、国民の責任などを説いている。著者は立派な国民になるには教育を受けなければならないと主張している。編輯者は個々の人に目を向けており、如何にその「程度」をいわゆる「国民」のレベルにまで向上させるかに关心を寄せている。中国の国家そのものに問題があるというより個々の人に国民の資格が欠落しているのが問題と考えている。編者は第一編第 12 課「説外国人待我国人的情形並所以至此的緣故」で個人の体験談を織り交ぜながら次のように書いている。

孟子說得好 人必自侮 而後人侮之 我們中國人 亦有一種取侮的毛病 我是中國人 如何說我們中國人的不好 說不好 正是望著我們好的意思 記得去年從日本回國 坐著日本的輪船 路徑高麗的仁川海口 彼時有許多我們中國人上船 行李才放在坐艙內 忽見日本人將行李全數擲出 中國的船客 也全數推出艙外 說不准你們與日本人同艙 中國人在船面上坐了十點多鐘 才引到一個貨艙裡 那時我十分生氣 說一樣的船票 何故不能坐一樣的艙 明明是欺負中國人 但聽他們暗裡

說話 是嫌中國人吸煙的多 作賊的多 我更心中不服 慢慢走到貨艙裡一看 見十幾盞煙燈 已點得十分明亮 已中了日本人頭一句話 到下船的時候 日本人又說失去飯碗 各處搜查 偏又從我國人行李內搜出 被日本人痛打了一頓 諸君你說那種情形 岂不令人氣死麼 但氣死亦無益 總須大家爭一口氣 不作外人看不起的事 若是他們不以禮相待 我們原可以理相爭 自己爭氣 亦就是為國家爭氣了

不当な扱いを受けたのは自分のだらしなさ（不争氣）に起因する。教科書にこのような内容が登場したこと自体が異例と言えよう。それだけ「民度」を向上させようとする気持ちが強かった。その目的を達成するのに、編者は内容と形式の二つの課題に直面する。目次から分かるように編者が提示している教育内容は雑多なものである。「体育、德育、智育」といった新しいものを提案する一方で、「孝親、兄弟友愛、夫婦和睦」という旧い倫理道徳の枠組みのものもある<sup>12</sup>。興味深いのは前者の場合に伝統的な例を挙げ、後者の場合は西洋など外国の例を挙げている。例えば「説体育」では体を鍛え、国を救う晋の陶侃を例に挙げ、「説信實」ではワシントン少年を紹介するという有様である。また第一編第 7 課「説中国古代尚武的精神」では数百字の「附注」を付けて、孔子の事績、胡服騎射、完璧帰趙、擊缶鼓瑟、囮魏救趙などを紹介した。このように伝統的な事例を用いることにより、編者は、読者となる青少年に国民としての義務を理解させようとする一方、中国固有の価値観、道徳観をも保持させようとした。『国民必読』は「以中国之倫常名教為本，輔以諸國富強之術」という「中体西用」の色彩が強く残っている書物で、内容的には朱樹人の『国民必読』よりも大きく後退しているのも事実である<sup>13</sup>。

<sup>12</sup> 編者は二人とも伝統的な学問背景がありながら、日本留学の経験も持ち、新しい思想、知識の移入にも大きな関心があった。「兄弟、夫婦、宗族」の項目に附説として「姊妹、戒早婚、社会道徳」の内容を付け加えたのがその現れである。

<sup>13</sup> 概念として一般的な理解と違う場合もある。例えば下巻第13課「説自治」は、自己管理のことについて述べている。

『国民必讀』は民衆の文明程度を高めようとする以上、最大限に読者にその内容を理解させなければならない。それが口語文体を採用する所以である。例えば第1課は次のように始まっている。

### 第一課 說國家與國民的關係

此書的宗旨 是講國民教育 所以先從國家與國民的關係說起 如今我中國的民人 有個最不好的習俗 遇著國家有事 就說這是國家的事 不與我民人相干 此等話可算是最糊塗的了 試問民人是何國的民人 國家是何人的國家 若國家的事與民人無干 是國家自國家 民人自民人 如何能喚作國民呢（以下略）

語氣助詞「呢」を用いて語りかけるような口語文体で、句読点はないが、スペースが空けられている。内容によっては補足説明の割り注も多く用いている。また形式的に『聖諭廣訓』の講釈書に倣っていることは明白である。例えば「孝」について、『国民必讀』と『聖諭廣訓直解』ではそれぞれ次のようになっている<sup>14</sup>。

第六課說孝親	聖諭廣訓直解
上課所說自制的事 是從一身說起 此身從何而來呢 無論何人 全有父母 幼小的時候 離了父母 一刻不能生活 作父母的 寧可自己耐寒忍餓 不肯令孩子受一點屈曲 若講到父母愛子的心腸 就是千言萬語 亦說不盡 詩經上有云 哀哀父母 生我劬勞 又云 欲報之德 畏天罔極 真是父母的恩德 是與天一樣的 要想報父母的恩德	你們在懷抱的時候，飢了呢自己不會吃飯，冷了呢自己不會穿衣，你的爹娘看著你的臉兒，聽著你的聲兒，你笑呢就喜歡，你哭呢就憂愁，你走動呢就步步跟著你，你若是略略有些病兒，就愁的不得了，茶飯都吃不上口，不怨兒子難養，反怨自己失錯，恨不得將身替代，只等你的身子好了，心才放下。（中略）你從胞胎生下，赤剝剝一條身子，並不曾帶一絲

<sup>14</sup> 周振鶴『聖諭廣訓集解與研究』、上海書店出版社、2006年165頁。

祇有盡孝一事

一線來，到如今有吃的、有穿的、爹娘的恩可報得盡麼？

しかし両者を比べれば『国民必讀』の口語文体の完成度は必ずしも高くない。例えば前掲の第1課の出だしの部分だけでも「此、與、何、若、如何...」といったような文語の虚詞が用いられているし、『詩經』など古典を引用する箇所も多い。

全書に新しい術語の使用が少なく、術語による理解不可能な事態が避けられた。また朱樹人における「公民者。享有公權之民也」という定義の文型を改め、次のような術語の定義を試みる努力もなされている。

- 何為軍國民教育 是令一般國民 全受國家教育 全有軍人資格  
就是軍國民教育了
- 何為軍國民制度 就是通國皆兵

### 四、孟昭常の『公民必讀初編、二編』

『公民必讀初編、二編』は、孟昭常著述<sup>15</sup>、屠紹屏校正によるもので、初編は光緒三十三年（1907）八月、二編は同三十四年（1908）八月それぞれ初版刊行となっている。活字本2冊、本文は初編43丁、二編45丁で、発行者は預備立憲公会、印刷は中華書局、販売は商務印書館である<sup>16</sup>。預備立憲公会会长の鄭孝胥は序文の中で、迅速な立憲が望まれるが、政府関

<sup>15</sup> 孟昭常（1871～1918）は、字は庸生、常州の人。1892年鄉試に合格し舉人となり、1903年官費生として日本法政大学に留学、1905年帰国。1906年、鄭孝胥らと上海で預備立憲公会を設立、副会長に就任した。

<sup>16</sup> 『公民必讀』は爆發的に売れた。河南撫台は初編を1万冊購入し、廣西撫台は1908年11月一度に『公民必讀初編、二編』10万冊購入したという。なお架蔵は初編宣統二年三月27刷、同二編16刷である。自治運動に熱心な地方官吏による一括購入が多いが、どれだけ一般読者にわたっていたかは不明である。

係者はみな国民の程度が及ばないと言っている。果たして立憲政府に相応しい官吏がいて、それに相応しい国民だけがいないのか。国民のために弁明しようとするが、新しい知識を拒む人は確かに存在する。本書の読者は自らの責務に目覚めるよう期待する旨を述べている。目次は下記の通りである。

#### 公民必読初編目録

図	
序	
例言	
首章	預備立憲
上諭	
第一章	立憲與地方自治之關係
第二章	公民
第三章	城廂鄉圖
第四章	董事
第五章	議會
第六章	選舉
第七章	地方財政
第八章	助長事業
第九章	地方官府
第十章	府州縣之議會

#### 公民必読二編目録

図	
緒言	
第一章	省会總論
第二章	省会組織
第三章	省之財政
第四章	立憲國人民之地位

第五章	人民對於國家
第六章	人民對於政府
第七章	人民對於地方長官及公吏
第八章	個人對於社會
第九章	人民對於外國人

この内容について孟昭常は初編の「緒言」の中で、本書は町村の議員らが講習するために編輯したものである。漸次廳州縣レベルまでカバーするので、廳州縣の議會については最後の章で述べる。省議會、国会に関する知識や法律、官制に関する知識も国民にとって必要なものだが、初編では扱わないとある。また二編の「緒言」で、各省の議會、国会の議員は城鄉の公民によって選ばれるので、我が国民全員に立憲国民の責任を負わせるには省の議會、国会の知識を持っていなければならないため、本書は特に省議會について詳述している。人民は高尚な知識と国家観念を持っていなければならず、そのいずれもが自治能力に繋がり、不可欠なものである。従って本書は、立憲國家における国民の地位についても詳細に説明しているとある。しかし上掲した目次からも分かるように、本書は、地方議會の組織構成、選出、財政、教育、税収といった地方自治体に必要な情報を大量に盛り込んでいる。つまり国民養成の啓蒙書というよりは地方自治設立、運営等に関するマニュアルのような存在である。例えば「公民」の部分では公民のあり方、持つべき素質、知識などに言及せず、選挙権を獲得する条件を詳しく論じている。また光緒帝らの立憲に関する「上諭」を巻頭に掲げていることから、編者らが上からの改革を目指していることが明らかである。自治理念の説明よりその具体的な実施方法に重点が置かれている孟昭常の『公民必読』は、ほぼ全面的に日本の自治をモデルに中国の自治に関する青写真を示そうとするものである。多くの部分が日本の法律・条例等の翻訳である。孟氏は日本の法政大学に2年間留学しているし、鄭孝胥も在日本中国公使館に長く勤務していたから当然である。内容に関する考察は別稿に譲り、文体、用語の面に目を転じよう。

第一節地方自治之理由は次のように始まっている。

朝廷宣佈 上諭預備立憲。我百姓便當知立憲是何等意義。立憲意義。講解明白。然後可勉為立憲國民。今欲為我父老子弟講明立憲之意義。蓋非一言所能盡。其最切於我百姓者。莫如官民共負責任一語。蓋幾千年來。我百姓皆不負責任。故一代之盛衰強弱。我百姓皆委之氣數。不能為國家分一分心。盡一分力。以至於傾頽而不能救。此皆我百姓之罪也。抑豈惟一國之大事為然。即地方上之利害。我百姓所身受者。亦皆仰望官府而不能自謀。譬如一鄉之中。生計缺乏。我鄉人實受其弊。而我父老子弟漠然不覺也。即有一二人知之。亦只咨嗟太息。而無可如何也。今朝廷預備立憲。蓋深知我百姓無責任之害。故欲改無責任制度為有責任制度。責任何在。關於全國者為議院。關於一方者為地方自治。議院未有明文。故先與父老子弟言地方自治。

というふうに用語、文型から一種の演説文体を目指していると思われる。また句読点も施されている。しかしこれはあくまでも最初の部分だけで、実質の議論に入ると下記のように少しづつ文体が硬くなる。

第一章第三節自治権之行使：我百姓既有此自治權。則必有行使此權之方法。蓋一方之公事。必有一代表之主體焉。以中國舊制度例之。即城廂鄉圖董事是也。夫自治係地方共有之權。則其代表之董事。必由地方上公舉之。

第二章第二節公民之意義：公民者。享有公權之民也。何以能享有公權而別為公民。曰論公權之實義。凡為我中國之民皆有之。特行使此權當具一定之資格公民云者。明其有資格以示表異也。

「此、則、之、蓋、焉、也、夫、係、其、何以、曰、皆、云」などの文語文体の虚詞の多用が、その現れである。また「自治権、行使、代表、主

体、公民、公權、資格」などの術語も説明無しに使用されていることは理解の妨げになるであろう。

孟昭常は例言で「日本の公民読本に従ってはいるが、その用語、体裁を単純に踏襲しているのではない」と言っている。しかし、例えば「蓋住民者。國民之本位也。公民者。立憲之體質也。」「日本法，在市町村内有住所。引續二年以上者為住民」などにおける「住民、本位、引続」はいずれも日本語の単語であり、中国の読者にとって熟していない表現であろう。

このように立憲と地方自治を中心に公民、地方自治の理念、制度、組織等を紹介しようとする本書はなぜ書き出しのように口語文体を使い続けられなかつたのか。著者の言語能力を超えていたことと読者にとって文語体のほうがかえって理解しやすいことが理由として挙げられる。梁啓超が浅文理（浅い文語体）で日本の政治小説を翻訳することについて、蔣林は、その理由として、一）文学表現上の必要、二）翻訳者の価値判断、三）読者の鑑賞上の好みを挙げている<sup>17</sup>。政治小説などの文芸作品は物語の展開上、術語の使用が全くないわけではないが、総じて少ないし、厳密ではない。

しかし文学作品ではなく、製造関係の技術書でもない人文科学の書物にはその特殊性があり、内容からくる術語の制約が存在する。文学作品のように修辞、表現上の工夫や感情表出に特別な文型などは必要ないが、正確かつ区別性のある記述が要求される。洗練さと簡潔さも大事であろう。『公民必讀』が文体的に硬くならざるを得ない理由はここにある。また教科書の白話使用について杜亞泉は、次のように述べている<sup>18</sup>。

惟初等一種。參用白話。鄙意未敢以為是。蓋以白話入書。不如用淺近文辭之易解。且孰為白話。孰為文辭。小學生胸中。未必即能辨別。若

<sup>17</sup> 蔣林『梁啓超豪傑訳研究』、上海訳文出版社、2009年、110～112頁。

<sup>18</sup> 「杜亞泉致某君書」、『教育雑誌』第1年第9期、宣統元年八月二十五日（1909.10.8）雜纂62頁。

慣用白話書。則將來作文時。必至夾入白話。轉多障礙矣。例如使錢若干。不如用錢若干之易明。打了三隻碗。不如打破三隻碗之易解。若書中習用使字了字。則學生作文時。必將此等字夾入文中。觸處皆是。不能自別。不但不成文理。反令人費解矣。言文不一致。為吾國交通統一大礙。惟用淺近文辭。則言與文或可漸趨於一致。若參以白話。使文言雜用之。則各處有各處之白話。必至各處有各處之文辭。而文辭亦將不能一致矣。蓋我國語言多異。而文辭相同。故欲統一語言。是當以言就文。不當以文就言也。

杜亞泉は教科書類に白話使用を反対する理由として、一）文章の価値を落とすこと（不成文理）、二）正確に表現できないこと（令人費解）、三）各地の方言がそのまま文章になればコミュニケーションの障害になりかねないことの三点を挙げている。文章の価値云々はともかくとして、全国レベルで自治について議論しようとする預備立憲公会にとって文言の正確さと共に通語としての便利さを捨てたくないであろう。この問題について、『国民必読課本』の節でもう一度立ち戻りたい。

### 五、学部編『国民必読課本』について

清政府は1906年に憲法制定を宣言し、1908年秋に立憲のための準備事項が公表された<sup>19</sup>。識字率をはじめ、民衆の文明程度、つまり「民度」を高めるのが立憲の成敗を左右するものとして意識され、民度を高めるために、『簡易識字課本』と『国民必読課本』の編纂に着手するよう学部に命じた。『簡易識字課本』は1909年末、『国民必読課本』は「初稿」という

但し書付で1910年2月にそれぞれ完成し、公刊された。さらに半年後、1910年秋に当初の計画案になかった『簡易国民必読課本上下』が世に送られる。『国民必読課本初稿』は甲編乙編に分かれ、それぞれ上下2冊の計4冊である。銅版印刷、甲編上24丁、甲編下47丁、乙編上75丁、乙編下93丁。奥付はないが、裏表紙に「宣統二年正月、学部図書局印行」とある。宣統二年正月は、1910.2.10～3.10の間である。編纂者が記されず、扉に「此本專備試験之用不許翻印」とある。計240頁、10万字ほどの書物である。『国民必読課本初稿』（以下『必読課本』と略す）は、欄外に簡単な説明語句はあるが、句読点など読解の手助けになるものはない。体裁上、改行や文字下げを施し、厳格に上奏する文章の書式を守っている（文末の書影を参照）。

立憲準備の一環として編纂された『必読課本』は、民度向上の意味では陳宝泉らの読本と趣旨が同じであるが、国民国家の樹立と国民の創出という要請に応えるべく編纂された清末の国民必読書は、その刊行 자체を一つの国民創出のプロセスとして捕らえるべきであろう。つまり文明書局のような民間出版社からスタートした民衆に対する啓蒙教育は、直隸学務處や預備立憲公会のような地方政府、或いは半官半民の組織により、近代教育制度の整備、憲法制定の準備に関連づけられ、活発化され、そこへ学部による『国民必読課本』編纂の計画が持ち上がったのである。種々の目的や理念に基づいて行われた「啓迪民智」の努力は、清王朝中央政府が体制維持のために求める臣民養成に収斂されていくのである。

『必読課本』の編纂に先立って、担当者は「先集坊間所出各本、詳加核閲」とあるようにまず綿密な調査を行い、既存の国民必読書に存在する問題点を点検した。内容面の問題として「事多仮設、不能証実。卮言異説、惑乱人心（記述した事例の多くは、仮説によるもので、実証できない。一部の内容、言論は過激な邪説に触れ、人心を搔き乱す危険性がある。）」の二点、そして形式面の問題として「雜列名詞、無復抉択。方言訛語、不便通行。文義艱深、索解不易（用語、術語が不統一で、読者が戸惑うであろう）」の二点が挙げられる。

<sup>19</sup> 『憲政編查館、資政院会奏進呈憲法大綱暨議院法選舉法要領及逐年籌備事宜折附清单二』、故宫博物院明清档案部編『清末籌備立憲档案史料』、北京：中華書局、1979年7月版、上冊、第54～57頁。

う。方言及び規範的でない言葉が用いられており、普及に支障がある。場合によっては内容が難しすぎて、一般民衆が理解できない。」の三点を指摘している<sup>20</sup>。この五つの弊害を取り除くことが新しい国民必読書の成功に不可欠であると主張している。『必読課本』の内容について、「情形折」では次のような方針が示されている。

二種類を編纂し、一つは分かりやすく、範囲も比較的狭く、經典からの引用が少ないようにする。素質の良い生徒は1年で、素質の良くない生徒でも1年半で修了することができる。もう一つは内容が深く、範囲も広い。經典からの引用が多いので、素質の良い生徒は2年、素質の良くない生徒でも3年で修了できるよう内容を考える。二種類ともそれぞれ上下二巻に分けて刊行する。上巻は經典から大義が明らかなるものを中心に文章を慎重に採集し、秦漢唐宋の儒学者たちの学説でもってそれを証明する。本文の後に注釈を付す。經典の中に修身に役立つものや人生に有益なもの、そして諸子の文章の他に、外国の新書、国家の政治法律、世界情勢に関連するものなど今日の有用な知識から重要なものはみな収録する対象となり得る。民衆の知恵を開き、視野を広める。下巻では、歴代皇帝の諭旨を集録する。制度、法令から重要なものを慎重に採集する。

つまり甲乙編の違いは内容の難易度にあるが、甲編も乙編も上巻は伝統的な「修身」にあたり、下巻は「経世」にあたるものと言えよう。しかし実際編纂された書物はどのようなものであろうか。まず内容について眺めてみよう。

<sup>20</sup> 「学部奏編『国民必読課本』『簡易識字課本』大概情形折」（光緒三十四年十二月十八日1909.1.9）、『教育雑誌』第1年第2期、1909年3月16日。以下文脈によっては「情形折」と略す。

#### 清学部編『国民必読課本初稿』目次

	上巻	下巻
甲 編	尊孔 明倫 教忠 教孝 兄弟 夫婦 朋友 修身 立志 勵學 力行 敦品 改過 守信 尚武 治家 合群 博愛 公義 公德 愛國 女學	地理 總論 中國 國土 人種 宗教 歷史 聖澤 憲政 議會 官制 法律 賦稅 學校 軍備 農業 工藝 商業 礦產 交通 外交 總論 條約 待遇外人 通商 權量 衛生 國民 國民教育 國民常識 立憲 國民
乙 編	立志 求學 執業 宗聖 從師 交友 讀書 濬(浚)智 慎言 謹言 制服 持敬 學禮 尚武 勤力 崇儉 勵廉 謙讓 誠實 手正 知恥 改過 慎微 惜時 有恆 辨惑 衛生 致美(以上 修己篇三十三課) 孝親 兄弟 夫婦 教幼 睦族 (以上治家篇十一課) 忠君 愛國 事上 奉法 急公 盡職 任重 合力 對外(以上 報國篇九課) 存仁 行恕 践信 敬鄉 敬老 恤窮 知人 公益 建學 興業 廣愛 (以上処人篇十二課)	天象(日局 恒星 月 畫夜 四時 潮汐) 地理(地球 濱海 洲陸 氣候 人種 宗教) 中國(總論 國土 山川) 歷史(進化史 交通史) 聖澤 憲政(總論 政體 大權 議院 行政 司法 臣民之權力義務 地方自治) 法律 (總論 民法 商法 刑法 訴訟法 國際公法 國際私法) 國防(總論 陸軍 海軍 武學) 外交(總論 外交之機關 列強) 學校(學制 女學) 學術(群經 孔子及諸弟子略傳 諸子 文學 學派 歐學) 醫學 農業(勸農 農學) 工業 商務(總論 公司 通商) 權量 博物(動植礦大意 家畜 有用昆蟲 植物之關於進化者 植物之關於商品者 礦物者 石炭)

甲乙編では内容がかなりの部分で重なっていることが確認できる。これは当初の方針に従った結果でもある。特に上巻はほぼ既定方針に沿う形で

編集されているといえよう。例えば乙編の上巻は「今日の有用な知識も収める」と謳っているように「愛國、衛生、社会」などの内容も取り入れられているが、「修己、治家、報国、処人」という伝統的な修身の枠組みを踏襲している。しかし下巻になれば、もはや「歴代皇帝の諭旨を集録する、制度、法令から重要なものを慎重に採集する」では捉えきれなくなった。学部は実物を目の前にして、次のように軌道修正をせざるを得なかつた<sup>21</sup>。

前年上奏した通り、『国民必読課本』は上下二巻に分けられ、上巻は、宗旨の発明を主とし、世の中が変わっても古人の教え、制度、道徳の基本は不変の真理である。いま民衆の道徳が確立せず、異説が秘かに存在している。十分に注意して混入を防ぐ必要がある。必読課本は、諸經典の大義を取り上げ、史書、諸子の文章、東西の著名な学者の学説をみな採用し、なすべきことをわきまえ、立身の基本とする。下巻は、歴代皇帝の諭旨を基本とし、さらに現在の制度、世界の情勢、富国への道、国民の責任も述べなければならない。こうして初めて、「明体達用」の益を得られる。二種類は難易度の差はあるが、国民の道徳的達成、知識の拡張、国民の責任意識において、相違は存在しない。

とある。さらに上巻は、「教敬、教讓、教親、教和、辯等、教安」という「人倫道德之事」を教え、下巻は、「以刑教中、以誓教恤、以度教節、以世事教能、以賢制爵、以庸制祿」という「法律制度因時用民之事」を教えるとも説明している。当初計画案の甲編上巻にあるはずの「外国の新書、国家の政治法律、世界情勢に関連するものなど今日の有用な知識から重要なもの」が下巻に移され、内容は多岐にわたり、分量も多い。但しこのような内容の移動が、学部の方針転換によるものなのか、それとも厳復らの

<sup>21</sup> 「学部試行国民必読辦法折」（宣统元年十二月二十八日奉、1910.2.7）、『教育雑誌』第2年第3期、1910年4月19日。以下、文脈によっては「試行折」と略す。

改訂を追認した結果なのは定かではない<sup>22</sup>。もとより厳復らがどのように改訂したかも現時点では不明である。『必読課本』の内容については別稿で詳細に検討する予定である。

ところで二つの上奏文とも『聖諭広訓』に言及したことに留意する必要がある。「情形折」に、

『聖諭広訓直解』に倣い、解釈を付けて読者の理解を助ける。このように聖訓と經典の大義をもって民衆の道徳を固め、さらに意味を解釈しその知識を深めていく。このような方法は古代の「正徳厚生」の教えに合致するだけではなく、現在の德育智育の方法にも一致する。短期間で、無学の民衆も忠誠の大義を弁え、文字を覚えて、生活の手段を身につけることが可能である。

とある。聖諭・聖諭広訓及びその普及、浸透を目的とする講釈書による民衆教育は清代の中期から盛んに行われるようになり、清末まで延々と続いていた<sup>23</sup>。『必読課本』の編纂者が記述様式等に関して『聖諭広訓』に範を求めるのは至極当然のことである<sup>24</sup>。しかし『聖諭広訓』を念頭に置きながら編纂した『必読課本』の出来映えは如何なものか。国民の資格に関するくだりでは「敬附解釈」にあたる「謹案」以下は次のようにになっている。

謹案愚民百萬不可謂眾必也道徳全智能優體格健三者具備而後為完全之

<sup>22</sup> 沈国威・孫青「嚴復と清末学部編『国民必読課本初稿』(1910)」、松浦章編『東アジアにおける文化情報の発信と受容』、雄松堂出版、2010年31～54頁。

<sup>23</sup> 学部は『国民必読課本』の編輯に取りかかる前、各省の宣講所で使用する教科書を指定する際、『聖諭広訓』を書目の最初に据えていた。「学部通行各省宣講所應講各書文」付録の「学部採択宣講所應用書目表」、『学部官報』第4期、光緒32年7月29日（1906年9月17）。

<sup>24</sup> 本書収録の夏曉虹氏の論文は、聖諭広訓とその講釈書を清政府サイドのリソースと捉え、その後の白話運動への影響を分析している。参照されたい。

人格亦即為完全之國民譬之一家為子弟者篤行孝友勤守職業慎保遺體如是者人謂之佳子弟鄉里慕之後裔倣之反是而一或不備小則敗名喪身大則傾家蕩產而為有家者之大戒惟民亦然其道德其智能其體格完全無缺則國家光榮因之反是而一或不備則國家杌隉因之然則國家之關係於國也重矣雖然子弟能佳與否必賴其父兄之教而後成而國民之能完全與否亦必賴其國之教育而後定故教育者造成國民之要具也（甲編下巻 44 葉ウ）

文章は文語文体で、句読点は施されていない。「理解較淺」のはずの甲編も必ずしも理解しやすいものではなかった。「文義艱深、索解不易」とする既存類書の欠点を解消するどころかそれ以上に難解な書物になってしまった。同書の使用先として学部は「各学堂と簡易識字学塾」を想定していた（「試行折」）。各地の勸学所、宣講所も含まれているであろう。「各学堂」はともかくとして簡易識字学塾や勸学所、宣講所で使用する教科書としては難しすぎることは明白である<sup>25</sup>。編纂者はさらに「惟于不能入学之人民，尚未籌及。」と、学校等の教育機関と無縁な人たちへの配慮が足りないことも認めた<sup>26</sup>。解決法としては「試行折」に、

<sup>25</sup> 江西提学使湯壽潛は『国民必讀』に対して「函致学部、逐条指摘」したが、地方への頒布の期限が迫り担当者は「一時殊難措手」と対応に困ったという。「湯壽潛批駁『国民必讀』、『教育雜誌』第2年第4期。湯の批駁は内容と形式の両面から加えられたことは想像に難くない。

<sup>26</sup> 『必讀課本』に関して学部、及び編纂者の態度は非常に慎重である。「情形折」は「坊間所編、既多流弊、臣衙門各員所擬亦未能遽臻精善、用是稍稽時日，未能速成（中略）、此全国學術初基所系、臣部職任所關、不敢不再三審慎、務求妥善適用。」と執筆の難しさを強調し、「一俟編輯成書、先在京師地方教授數月。如果易簡理得、士林稱便、再由臣部奏明請旨頒行、各省一体遵用。」と試用期間を置くことを提案した。この時すでに預備立憲の日程よりだいぶ遅れていたにもかかわらずである。また刊行直前、「試行折」には「查各國編纂課本、頒行全國、必經實驗其適宜與否、迭加修改、始臻完善。今臣部編纂伊始、此項課本、前無所因、愾心貴當、誠所不敢自信、擬即發交督學局、就近試行。一面發交各省提學使、悉心察驗。並廣征臣部咨議官各員意見、如有未当之處、仍應隨時修正。」と低姿勢に徹している。学部はあくまでも本書は「初稿」であって、「試験用」と位置づけているのである。そのために表紙に「不許翻印」

康熙皇帝が聖諭十六条を制作され、雍正皇帝がそれに注釈を付けられ、全国に頒布した。科挙試験の際謹んで講釈し、人民を教える。これはまた新しい古典にもなった。さらに白話で解説書を書く者もある。白話の形は意味が分かりやすく、女性、子供らにも理解できる。正に『国民必讀課本』の主旨と図らずも合致している。試行した後、相応しいものを選び、通俗の文体に書き改め、選定の教科書とし、各地の勸学所、宣講所に配布し、広く伝播し、これによって、誰もが国民の責任を心得るべく努め、もって立憲の基礎を固める

と提案した。つまり「敬附解釈」という形式だけではなく、「講釈に白話を」という伝達メディアのあり方にも踏み込んだのである。この通俗文体のものが即ち宣統二年（1910）九月に刊行された『簡易国民必讀課本上下』である（以下『簡易課本』と略す）。『必讀課本』初稿が刊行されて9ヶ月後のことである。『簡易課本』は学部編訳図書局編纂、印刷、発行による

と警告している。知識の普及を目指す政府系の書物としては異例と言わざるを得ない。實際これを口実に自己負担で増刷して頒布することを拒否したところもある。「本署司詳復排印「國民必讀課本」碍難遵辦文」：為詳復事。密奉憲台札開宣統二年二月初七日、准學部咨總務司案呈。查『國民必讀課本』、業經本部于上年編輯成書、分為甲乙丙三編。奏明發交督學局就近試行、一面發交各省提學使悉心察驗。並廣征咨議官各員意、如有未当之處、應隨時修正等因、奉旨依議、欽此。欽遵在案、除丙編一種系備參考之用、俟排印成書再行咨送外、其甲乙兩編業經排印完竣自應連同原奏咨行查照、転飭提學使司遵照可也、等因。並原奏一件、書四本到本部堂、准此。合行札發到該司、即便移行遵照辦理。一面照式排印四十部、呈送備查等因。並發原奏一本、書四本仍繳、奉此。密查『國民必讀課本』本署司前奉部札悉心察驗、遵即分飭科員詳細檢察、自應別文詳請憲台咨覆。至排印呈送一節、遵經派員前往印刷官廠、估計印費索價至二百余圓之多、學務公所經費月有定額苦無余款可撥、復查原書刊明有「專備試驗之用、不許翻印」字樣、似未便在外翻印。奉飭前因、可否仰懇憲台札飭南洋印刷官廠、照式排印、或徑電部咨取多本以備存查之處、悉候鈞裁。所有奉飭排印『國民必讀課本』碍難遵辦各緣由、理合具文詳復、並將奉發原奏書一並呈繳、仰乞憲台鑑核批示只遵、為此備由開冊、伏乞照詳施行。」『江寧學務雜誌』、1910年第4期5～6頁。

もので、筆者が入手したのは上巻だけで、石印、上巻 96 丁、下巻は未見である。本書の編輯について凡例は次のように述べている。

- 一、本編謹遵本部光緒三十四年十二月 奏章編輯為簡易識字學塾之用
- 一、本編分為上下二卷上卷章首慎採經傳正文下卷章首敬輯 列聖諭旨皆遵本部 奏章
- 一、本編上下卷每章皆分為數課每課皆編為極淺顯且極簡括之語以便學者記誦
- 一、本編每課後附有衍義以發揮本課之意教者可按照講解（講解時仍用俗語無須用文言）不必強學者記誦
- 一、本編間用附註以便教者講解時參考用之

凡例によれば、『簡易課本』の編輯は光緒三十四年十二月（1909.1）の「情形折」すでに決定済みとあるが、「一俟編輯成書、先在京師地方教授數月。如果易簡理得、士林稱便、再由臣部奏明請旨頒行、各省一体遵用。」とあるだけで簡易口語版を作るというわけではない。やはり『必讀課本』の完成後と考えた方が事実に近いであろう。本書は簡易識字學塾での使用を想定して編纂されたものである。内容は『必讀課本』甲編の上下をそのまま踏襲したが、一つのトピック、例えば「尊孔」を数課分に分け、分かりやすい表現に徹している。各課の後に「衍義」を付け、教授者がそのまま口語で本文の内容を説明することができる。「衍義」に関して凡例は特に文語の使用や暗唱の強制をしてはいけないと強調している。編纂者は聖諭廣訓講釈書の「以白話演為直解」の方法で「文義艱深、索解不易」の問題を解決しようとしたが、果たして可能であっただろうか。まず第一章の「尊孔」を見てみよう。

國民必讀課本初稿	簡易國民必讀課本
尊孔 【人當尊孔之故】	第一章 尊孔
有子曰自生民以來未有 盛於孔子也子思作中庸 贊孔子之德曰凡有血氣 者莫不尊親夫孔子雖聖 何以使血氣之倫同致尊 親之心哉蓋聖人之道不 外人倫孟子所謂聖人人 倫之至也凡人同此血氣 即同此倫常而得盡力於 倫常之中全乎人之所以 為人者皆賴聖人之教故 尊孔之心有不能自己者 自漢高祖以太牢祀孔子 為後世帝王尊孔之始至 武帝罷黜百家表章六經 乃尊孔教為國教歷代以 來遞加崇奉及我 朝	有子曰自生民以來未有盛於孔子也 【附註】本章所引經文見孟子公孫醜篇上 有 子孔子弟子名若 第一課 尊孔一 孔子 聖人也 我國君臣上下 皆遵孔子之教 【衍義】
	孔子是魯人（春秋時魯國 即今山東省兗州府 曲阜縣地） 生在二千年前 歷代尊為至聖 我國君臣上下 皆遵孔子之教 所以學部 奏定教育宗旨 有尊孔一條 但既曰尊孔 當 知所以尊孔之故 人生在世 以人倫道德為 重 人與禽獸所以分別之處 即在於此 孔 子之教 首重人倫道德 我輩今日 能知子 臣弟友 各有應盡之人倫 孝弟忠信 各有 應全之道德 不至下同於禽獸 皆因受孔子 之教 方能如此 所以尊重孔子 為國民第 一要義 我國自漢朝以來 即尊孔教為國教 歷朝尊崇之典禮 一代優過一代

『簡易課本』は最小限に文語版の主張を伝えたと言えよう。但しこれは同じ知識体系における「互訛」だと言える。『聖諭十六条』や『聖諭廣訓』といった文言によって表されている知識を、口語講釈用に換えていく実践が長期間にわたって行われてきた<sup>27</sup>。歴史上の文言と白話とは、同じ内容に対する異なるバリエーションと捉えることができる。しかし『公民必讀』についてすでに指摘した通り、新知識を伝える場合、少なくとも清末とい

<sup>27</sup> これは『水滸伝』などの白話小説の形成過程と逆である。

う時点では白話は無力である。次の社会に関する記述を見てみよう。

國民必讀課本甲編上	簡易國民必讀課本
合群 孔子曰鳥獸不可與同群吾非斯人之徒與而誰與。荀子曰人力不若牛，走不若馬，而牛馬為用何也，曰人能群彼不能群也，可見古之聖賢莫不教人以合群矣。削竹為矢一童子能折之，聚竹為束雖壯夫不能折，蓋單則易敗，眾則難摧也。試觀一家之中，同心合力以謀生計，則其家必興，一鄉之中，同心合力以謀公益，則其鄉必治。古人有言曰，眾志成城，眾擎舉鼎，群之為義大矣哉。不見夫兒童之嬉戲乎，結隊而遊，踢足而歌，欣然樂也。使獨居一室之中，孑然無侶，則有歎然而悲者矣，是合群之心亦人之天性然也。夫一家一鄉者，群之小焉者耳，莫大於合一國之人而為群，休戚同之，利害共之，萬眾一心以謀國家如是，而國不強者未之有也。書曰，受有臣億萬惟億萬心，予有臣三千惟一心，夫億萬異心般用以亡，三千一心周用以興，亦因其能群不能群耳。以我國人民之眾甲於各國，誠能聯全國為一體，合眾民為一心，則國之強也，指日可待矣。	第十七章 合群 孔子曰 鳥獸不可與同群 吾非斯人之徒與 而誰與 【附註】 本章見論語微子篇 第一課 合群一 人生於世，不能離群而獨立，故合群之道，不可不講。人若離卻社會，便不能生活。社會者，人群之所聚也。今就人方幼稚時言之，兒童在家庭，與兄弟姐妹遊戲，在學堂，與同學幼兒遊戲，便覺心思爽快，精神活潑，若令其獨居一室，並無他人，必至悲啼號叫，求人作伴。可見凡人愛群之心，亦是出於天性。幼時如此，壯時可知。荀子有言（荀子，名況，趙國人），人力不若牛，走不如馬，而牛馬為用何也。人能群必不能群也。可見人所以貴乎萬物者，亦在此合群之心，此不特人有是心，即禽獸亦有合群之心，如雁以群而成行，羊以群而聚處，皆其顯而易見者。人若不能合群，則反不如禽獸矣。人能合群，則萬眾一心，以謀國是，其國必強。

孔子、荀子の語錄を敷衍したこの節の内容は、新知識である「社会」にはほど遠いものであった。そして込み入った記述になれば「人若不能合群，則反不如禽獸矣。人能合群，則万衆一心，以謀國是，其國必強」のように「若、則、矣、以、其」などの文語的要素が増えたことが分かる。『簡易課本』は上下2冊刊行された。下巻では『必読課本』甲編下の「人種、宗教、憲政、議会、法律」といった内容が如何に「衍義」されているのか興味深い問題ではあるが、入手できなかったのが残念である。

#### 六、結びに代えて：文語と白話の間で

学部は、『国民必讀課本』に先立って『簡易識字課本』（1909）を刊行した<sup>28</sup>。中に練習問題として文俗対照の部分がある。具体例としては次のようなものがある。

#### 文俗対照

名詞	頭:腦袋、昨夜:昨天晚上、春風:春天的風、男子:男人
動詞	食:吃、讀:念、負:背著、欲:願意、施於:加在
形容詞	暖:和暖、無異:一樣
副詞	已:已經、愈:越、如:像、皆:都是、非:不是
代詞	何處:那裡、彼處:那裡
その他	無:沒有、能:能夠、者:的、也:の（のは対訳なし）

出題の意図について編纂者は「至文言俗言相異者更加互訛、一則於俗字不能入文者、既可藉以附見、且使学生知文言對訳之法、於作文亦有裨益。」（凡例）と述べている。つまりこのような練習により、文章に使用できない俗語しか知らない学習者は、文言対訳の方法を知り、作文に役立つとい

<sup>28</sup> 沈国威「關於清末學部編『簡易識字課本』（1909）」、『或問』第17号、2009年、83～100頁。

うことである。

また 1913 年に有名な宣教師 C. W. マティア(狄考文)の未亡人 A. H. Mateer は中国語学習書 *New Terms for New Ideas; A Study of the Chinese Newspaper* を出版した。序文の中で著者は当時中国語の文体について詳細な検討を加えた。著者は中国語の文体の変化はキリスト教の布教文書から発生したが、20 世紀初頭では新聞、雑誌がより大きな役割を果たしていると考えていた。著者は「文理」と「官話」の違いは次の 9 点になると指摘している。

- 1、文語の語彙は官話のそれより遙かに多い。
- 2、文語は極めて簡潔である。
- 3、文語の語彙は異なる品詞の類を兼ねることがある。
- 4、文語の語彙は、多義語が多い。
- 5、一部の文語の語彙は意味、発音が官話と異なる。
- 6、文語文は特殊な語順を持つものがある。
- 7、一部の最も基本的な語彙は、文語と官話とでは異なる。
- 8、語気を表す虚辞が異なる。
- 9、文法の虚辞が異なる。

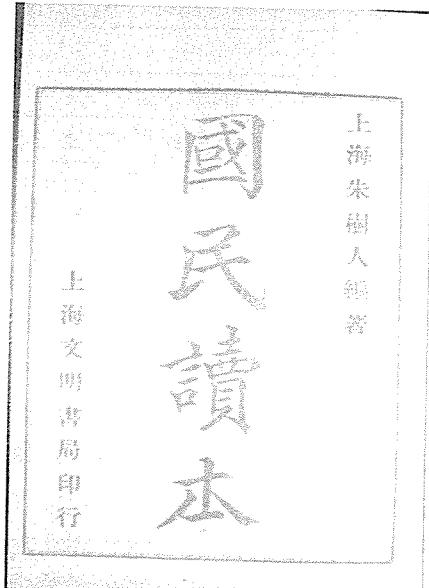
著者は自分の中国古典語の学習、教授の体験から、文語は時には電報よりも簡潔であるが、その簡潔さが、意味の曖昧さをもたらす結果に度々なる。口語では 2 音節の複合語が文語では 1 漢字の形で使用されている場合が多く、その意味も文脈から推測しなければならない。例えば口語の「并且、而且、尚且、况且、暂且、然且」などは文語の中で 1 字「且」で表し、「自己、自各、自然、自縦」なども常に「自」と略している。従って文俗対照語彙表は初心者に有益である。著者が示した語彙表のサンプルは次のようなものである。

動詞		副詞	
是	係、為、乃	快快的	速
说	言、曰、謂、道	差不多	幾、幾乎、庶
到	抵、至、迄、屆、達、迨	不常	僅
代詞		介詞	
我	吾、予、余	從	由、自
你	汝、爾	在	於
他	厥、其、彼、伊	和	及
形容詞		連詞	
大	巨、鉅、昌、偉	就是	則、然則、即、乃、而、故
好	優、佳、良	所以	故、蓋、爰、而

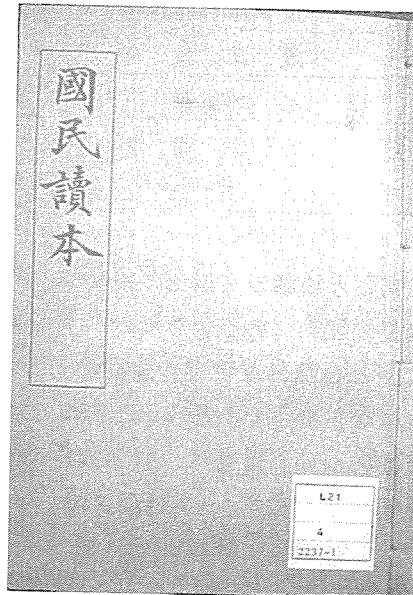
文語と白話の文体上の相異は、一部の動詞、代名詞、そして「之乎者也」などの虚詞にあるだけなのか、両者を区別する基準的要素は何か、さらに文語と白話の表現性の違いはどのようなものかという問い合わせにも答えなければならないであろう。これまでに見た清末に出版された 4 種類の国民必読書について言えば、口語文体の『国民必読』(高歩瀛・陳宝泉編)、『簡易国民必読課本』(学部編)は、一般民衆にも理解できるが内容に新知識が乏しい結果に終わっている。対して朱樹人の『国民読本』や孟昭常の『公民必読』はもちろんのこと、学部編の『国民必読課本』までも大量の新知識が含まれているが、いずれも文語文体を採用し、難解なものになっている。感情の吐露、心理描写の緻密さを命とする文学作品と違って、政治、経済、哲学等の人文科学の分野において文語と白話のそれぞれの限界は何か。特に新しい訳語、術語を取り入れなければならない場合、それぞれの順応性はどのようなものか、さらなる考察が待たれるところである。

付記：本論文は復旦大学の孫青博士と進めている共同研究「關於清學部編『國民必讀課本』之研究」の成果を含んでいる。資料を収集する際、中国

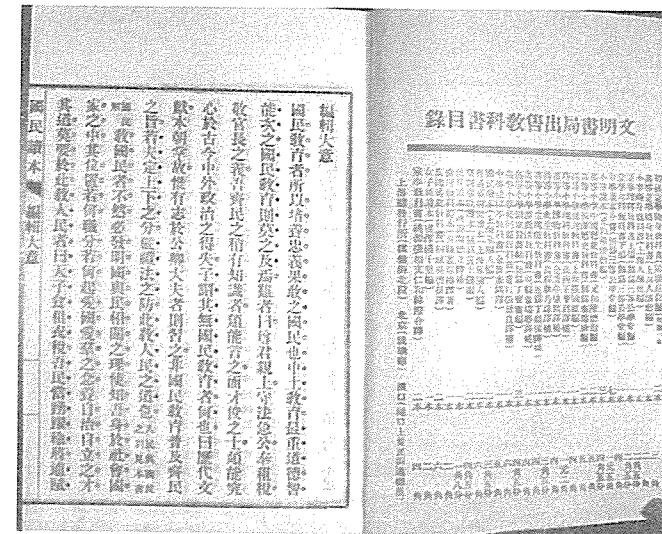
自然科学史研究所王揚宗氏の協力を頂いた。なお、ネイティブ・チェックは関西大学アジア文化交流研究センター研究助手（RA）紅粉芳惠氏に労を取って頂いた。記して感謝の意を表したい。



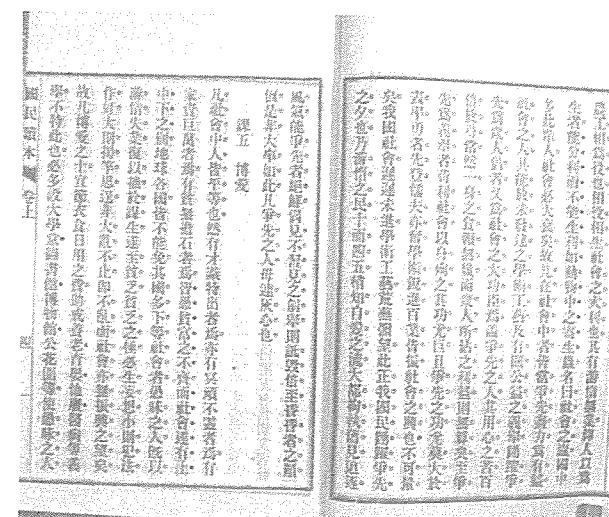
関西大学蔵『国民讀本』タイトル頁



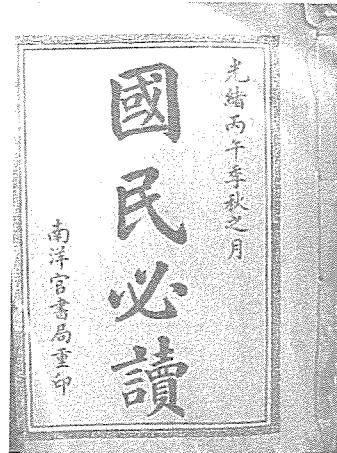
関西大学蔵『国民讀本』表紙



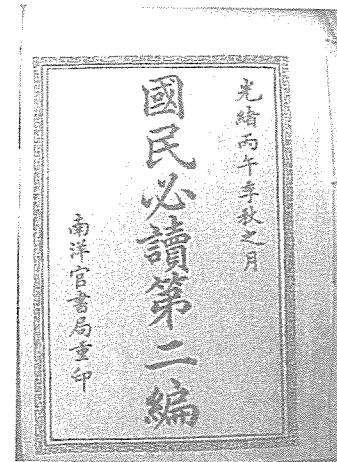
『国民讀本』広告と編輯大意



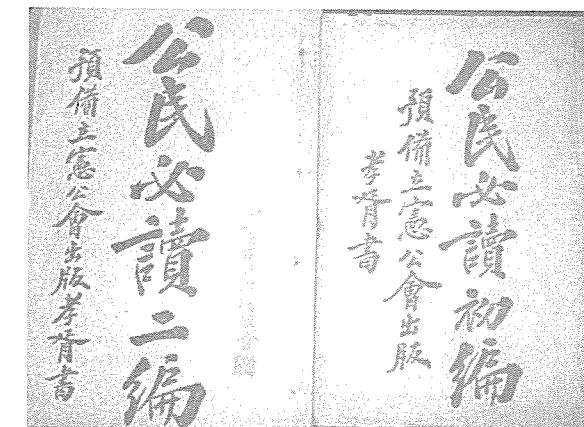
『国民讀本』第5課



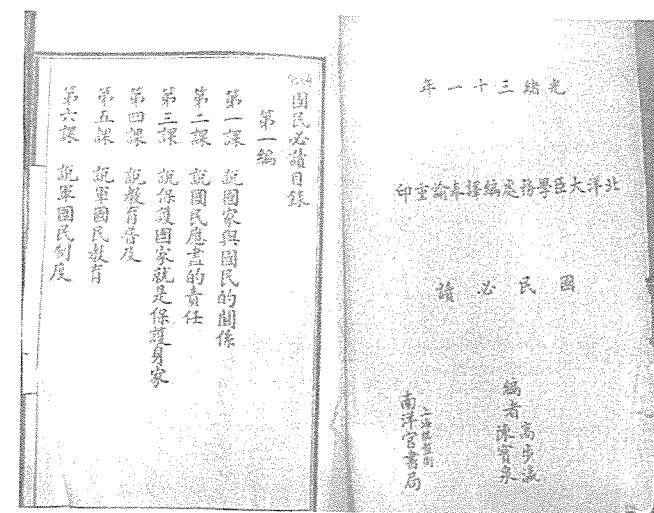
国民必讀一編



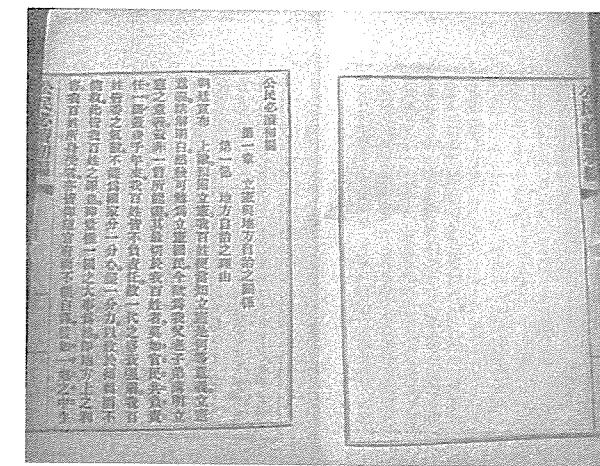
国民必讀二編



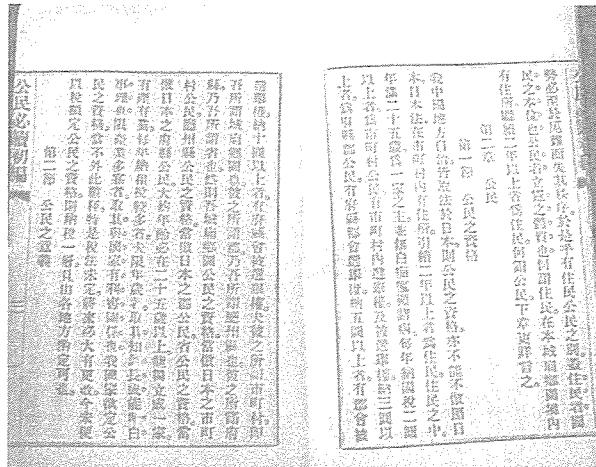
公民必讀初編・二編表紙



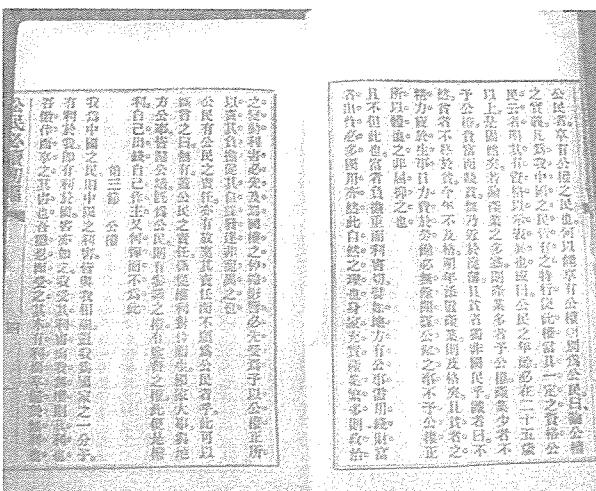
国民必讀一編目録



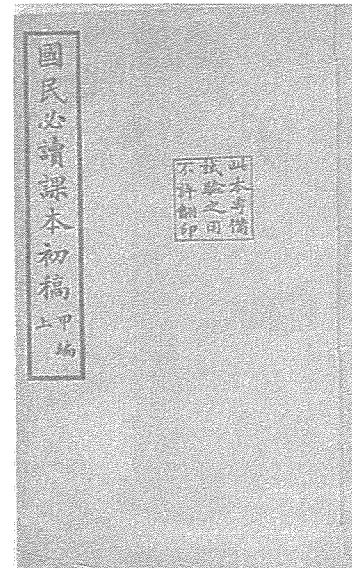
公民必讀初編



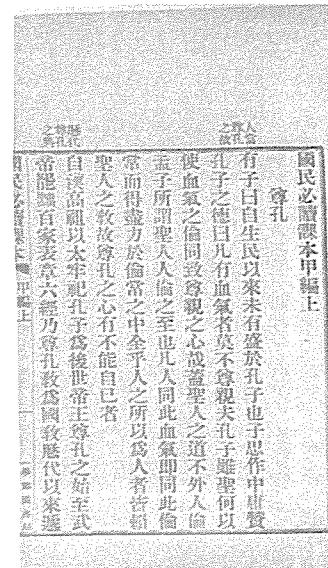
公民必讀初編



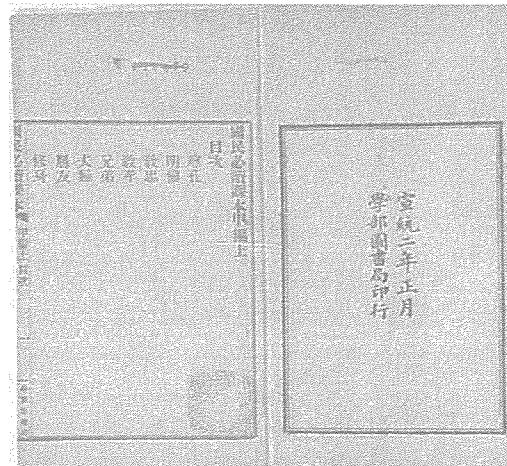
公民必讀初編



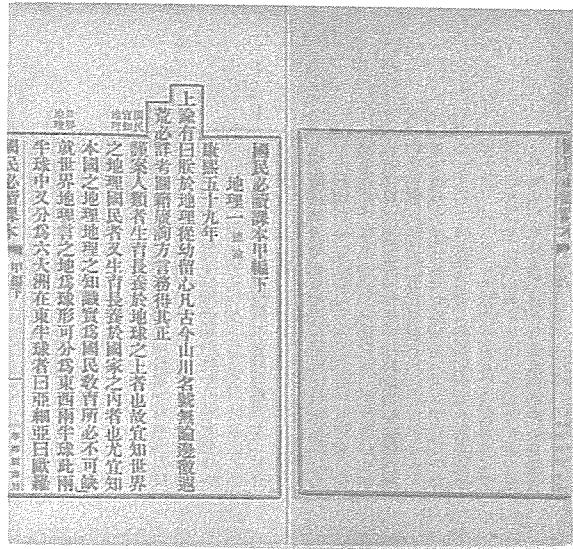
国民必讀課本初稿甲編上



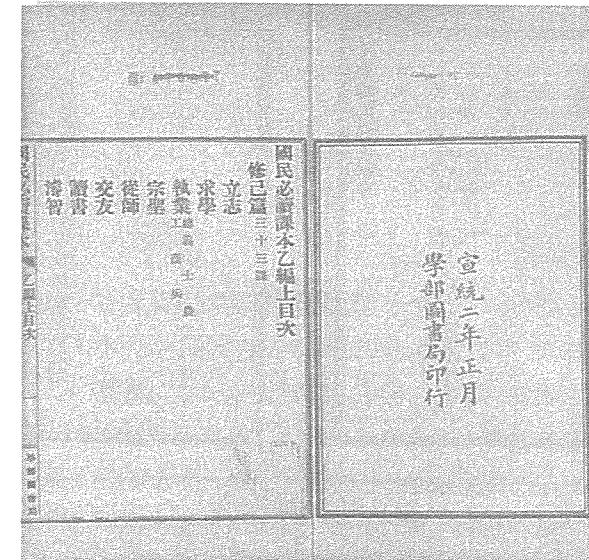
国民必讀課本初稿甲編上本文



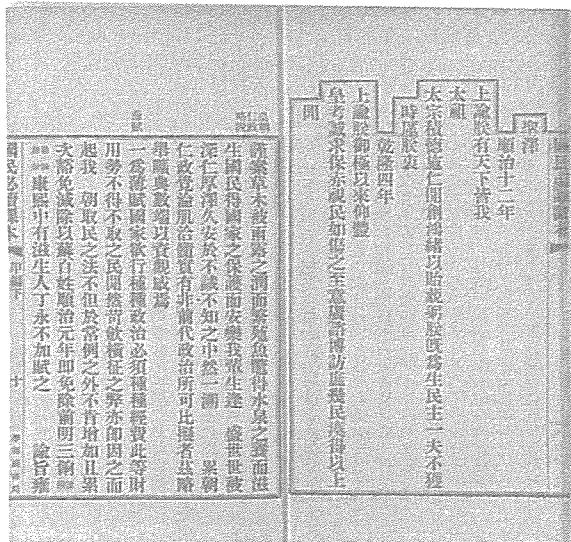
国民必讀課本初稿甲編上



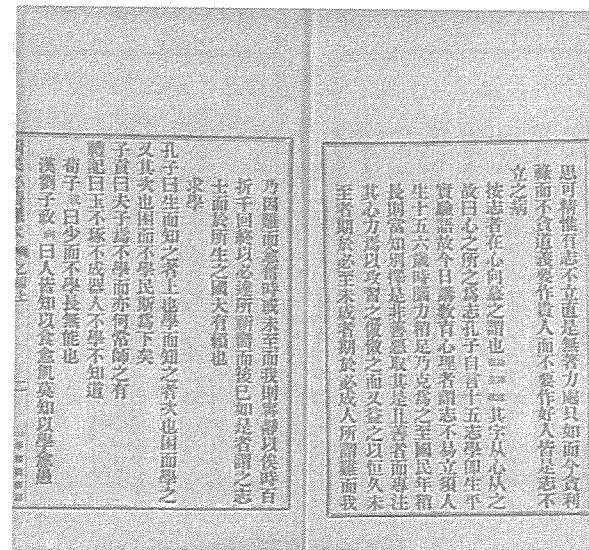
国民必讀課本初稿甲編下



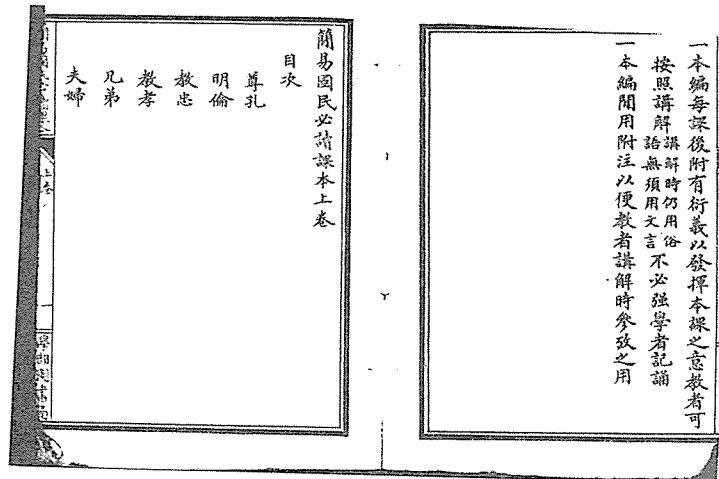
国民必讀課本初稿乙編上



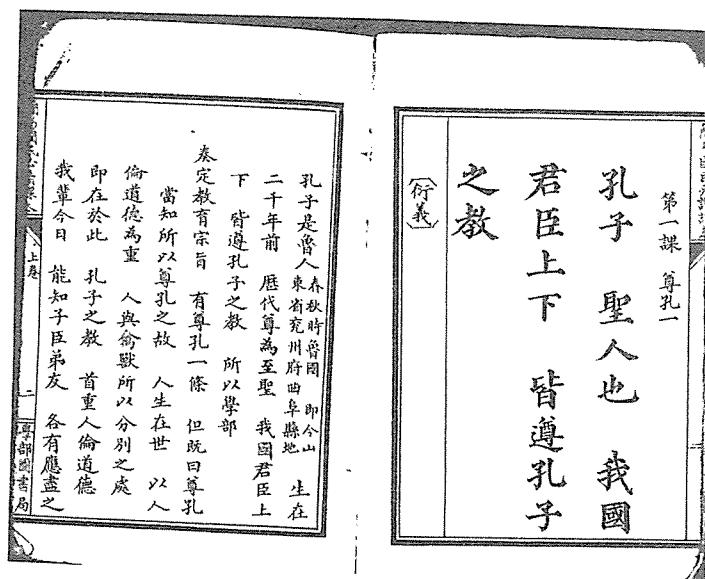
国民必讀課本初稿甲編下 (聖沢)



国民必讀課本初稿乙編上



簡易国民必読課本



簡易国民必読課本

## あとがき

東アジアにおける近代の文体問題をテーマにワークショップを行うことが決定したのが2009年の初秋であった。12月20日という師走の慌ただしい日程にもかかわらず、中国、韓国、日本の研究者が出席を快諾してくれた。当日、天気にも恵まれ、参加者は100名を超えた。11名の発表者が、中国、韓国、日本の文体の近代的変容について、最新の研究成果を披露し、質疑応答と総合討論も活発に行われた。

まえがきに示されているプログラムからも分かるように興味深い発表が並んだ。

北京大学の夏曉虹氏は、梁啟超の研究者として知られているが、近代文学の発生と白話運動についても優れた論文を発表し続けている。氏の今回の論文は、今まで見落とされた白話運動における政府サイドのリソース、例えば『聖諭広訓』などが果たした役割について考察した。氏の教え子でいま同じく北京大学で教鞭を執られている王風氏は、新鋭の研究者で、二人の共編である『文学語言與文章體式——從晚清到“五四”』は近年得難い好著である。王風氏は、今回の論文で魯迅兄弟の創作と翻訳における文体問題を取り上げ、鋭く分析した。特に伝統的な句読点と新式の文章符号（標点符号）が清末の小説等において重層構造になっており、異なる機能を担っているとの指摘は興味深い。氏の論文は4万字を超す「巨作」であ

るが、三分の一しか翻訳できなかつたことを残念に思う。興味のある読者は、『魯迅研究月刊』三月号以降をご覧いただきたい。

韓国高麗大学教授の崔溶澈氏は中国文学の研究者で、『紅樓夢』の現代韓国語新訳を完成したところである。趙冬梅氏は中国の白話小説と朝鮮時代の漢文小説を比較研究する専門家である。

日本の研究者については贅言が要らないであろう。安田敏朗氏、齋藤希史氏、石崎博志氏、竹越孝氏は、それぞれの分野で、研究の先端を行く存在である。

身内にも少し触れておこう。最も早く中国語の文体に興味を示したのは西洋人であった。西洋人の実践が、中国語白話運動の一つのリソースになっていることを、今日疑う人はいないだろう。内田慶市氏はいち早く西洋人の研究に注目した研究者の一人である。奥村佳代子氏も唐話に関する新しい研究成果を披露された。筆者が取り上げている国民必読書は、これまでに注目されていなかつただけに資料としての価値を見直す必要がある。

ところが、総括の時に勢いで論文集にしようと言ったのが「苦難」の始まりであった。3月末まで出版するにはオフセット印刷の方法しかない。年明け早々、原稿が続々と到着したが、翻訳、レイアウト、校正と息つく暇もなかつた。2月中旬以降、十数時間以上パソコンに顔を突き合わせる日が続いた。G-COE アカデミック外国語（中国語）担当の馮誼光氏が、ボランティア的な報酬で夏曉虹氏と王風氏の論文を正確に翻訳してくれたことはどれだけ有り難かつたか。また、アジア文化交流センター（CSAC）RA 研究員の紅粉芳恵氏、PD 研究員の陳賛氏は、翻訳の校閲に尽力してくれた。特に紅粉氏には全論文の表現、書式を校正して頂いた。

シンポジウムの際、松浦章センター長をはじめ、事務担当の早川真弓さん、翻訳、最終校正を手伝ってくれた奥村佳代子氏、訪問研

究員の陳娟さんに、心からお礼を申し上げたい。

なお、本書の出版を快くお引き受け頂いた白帝社の佐藤社長をはじめ、編集長の佐藤多賀子さんにも深く謝意を表さなければならぬ。

CSAC は豊かな研究成果をもって 5 年間の研究期間を終えようとしている。後継研究計画は準備中である。皆さんの積極的な参与を期待してやまない。

沈国威

2010 年 3 月 6 日

## 執筆者一覧（発表順）

夏 晓虹	中国 北京大学教授
崔 溶澈	韓国 高麗大学教授
内田慶市	日本 関西大学教授 アジア文化交流研究センター（CSAC）研究員 東アジア文化交渉学教育拠点（ICIS）事業担当者
安田敏朗	一橋大学准教授
齋藤希史	東京大学准教授
奥村佳代子	日本 関西大学准教授 アジア文化交流研究センター（CSAC）研究員
石崎博志	琉球大学准教授
王 風	中国 北京大学副教授
竹越 孝	愛知県立大学准教授
趙 冬梅	韓国 高麗大学副教授
沈 国威	日本 関西大学教授 アジア文化交流研究センター（CSAC）研究員 東アジア文化交渉学教育拠点（ICIS）事業担当者

\*所属等は 2009 年 12 月の情報である。竹越孝氏は 2010 年 4 月 1 日付で神戸市外国語大学准教授に就任される。

---

近代東アジアにおける文体の変遷——形式と内実の相克を超えて

---

2010 年 3 月 25 日 初版印刷

2010 年 3 月 31 日 初版発行

編 者 沈国威・内田慶市

発行者 佐藤康夫

発行所 白帝社

〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-65-1

TEL 03-3986-3271

FAX 03-3986-3272(営) / 03-3986-8892(編)

<http://www.hakuteisha.co.jp>

---

印刷 大倉印刷(株) 製本 カナメブックス

Printed in Japan (検印省略) 6914

落丁本・乱丁本はお取り替えいたします。

ISBN978-4-86398-019-8